

### 大津市保育施設等利用選考基準

(基本表)

番号	類型	項目	細目	保護者の状況	区分		
1	就労	居宅外就労	就労中	月20日以上かつ日7時間以上の労働	A		
				月16日以上かつ日7時間以上の労働	B		
				月16日以上かつ日4時間以上7時間未満の労働	C		
				上記3項目に該当しない範囲の労働	D		
			就労内定	月16日以上かつ日7時間以上の労働に内定	C		
		月16日以上かつ日4時間以上の労働に内定	D				
		上記2項目に該当しない範囲の労働に内定	E				
		居宅内就労	就労中	月20日以上かつ日7時間以上の労働	B		
				月16日以上かつ日7時間以上の労働	C		
				月16日以上かつ日4時間以上7時間未満の労働	D		
上記3項目に該当しない範囲の労働(内職を含む)	E						
就労予定			E				
2	妊娠・出産				A		
3	疾病・障害	入院	入院相当	入院中	A		
				入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難な場合	A		
				頻繁な通院加療を行い、または常時安静を要するなど、保育が常時困難な場合	B		
			その他	通院加療を行い、保育に支障がある場合	E		
		障害	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付があり、保育が著しく困難な場合	A			
			身体障害者手帳1級、精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aの交付があり、保育が困難な場合	B			
			身体障害者手帳2級・3級、精神障害者保健福祉手帳2級または療育手帳Bの交付があり、保育が困難な場合	D			
			身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付があり、保育に支障がある場合	E			
			4	介護・看護	重症者介護(同居親族)	重症心身障害児(者)、臥床者、徘徊のある認知症者、重篤な症状の病人等の同居の親族の介護、看護や入院、通院等の付き添いのため、保育が常時困難な場合	A
						重症心身障害児(者)、臥床者、徘徊のある認知症者、重篤な症状の病人等の別居の親族の介護、看護や入院、通院等の付き添いのため、保育が常時困難な場合	B
その他介護	病人、障害者等の親族の介護、看護や入院、通院等などに付き添うため、上記2項目に該当しない範囲で保育に支障がある場合	E					
5	災害復旧				A		
6	就学(予定を含む)		月20日以上かつ日7時間以上の就学(職業訓練含む)	C			
			月16日以上かつ日7時間以上の就学(職業訓練含む)	D			
			上記2項目に該当しない範囲の就学	E			
7	求職活動	求職活動中または保育施設入所後に求職活動をする場合			F		
8	その他	市長判断	児童福祉、児童の発達支援の観点から、市長が特に保育施設への入所が必要と判断した場合		※		
9	希望する保育施設に入所できない際に育児休業の延長も許容できる場合				G		

※家庭、児童の状況に応じて総合的に判断します。

【区分変更項目】

次の各項目に該当する場合は基本表の区分(Gを除く)からアップ(ダウン)します。合計で2つまで区分を変更します。

【同区分内優先項目】

同じ区分の場合は次の項目で優先順位を決定します。

番号	項目	細目	条件	区分変更
1	世帯の状況	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	+2
2		生活保護世帯	生活保護受給世帯で就労等により保育施設の利用が必要と判断される場合	+2
3		産休・育休	休業終了により職場復帰する場合(復帰する職場が決まっている場合に限る)	+1
4		兄弟入所	希望する保育施設を兄弟姉妹が既に利用している場合	+2
5		多胎児	申込児童が多胎児である場合	+1
6		単身赴任	保護者のいずれかが単身赴任している場合	+1
7		就学前児童の自宅保育	申込児童以外の就学前児童を自宅保育する場合	-1
8	親族	65歳未満の祖父母	65歳未満の保育可能な祖父母が同居または同一小学校区内に居住している場合	-1
9	就労状況	深夜勤務	深夜勤務が常態となっている場合	-1
10		自営業	提出資料が本人または親族による経営先の就労証明書のみの場合	-1
11		保育士	保護者のいずれかが保育士資格を有し、管内の保育施設で就労する場合	+1
12	求職活動中	主たる生計者	主たる生計者(前年の収入状況から主たる生計者であったことが確認できる場合)が求職中あるいは就労内定の場合	+2
13	保育状況	3歳児継続	児童の在籍する保育施設、企業主導型保育施設が2歳児クラスまででしかなく、3歳児以降も継続して保育施設の利用を希望する場合	+2
		転園希望	転入、転居等により現在利用中の保育施設に通うことが適当でないとは判断される場合	+1

番号	項目	優先順位	
		高い	低い
1	就労日数・時間	多	少
2	保護者または主たる監護者が入院等により長期的に不在	有	無
3	子育て支援者となる親族等の居住地	遠い	近い
4	入所待機の期間	長い	短い
5	世帯の課税対象所得	少	多
6	保育施設に在籍または利用申請している他の兄弟姉妹がいる場合	有	無
7	一時預かり・認可外保育施設等を利用している場合	有	無
8	産休又は育休から職場復帰する日	早い	遅い
9	新3歳児として現在利用中の保育施設を継続できない※地域型保育施設、企業主導型保育施設からの範囲を含む	有	無
10	転園希望(転居等に伴う転園希望以外)	低い	

(備考)

- 区分は ABCDEFG の順に高いものとします。(高 A++, A+, A, B, C, D, E, F, G 低)
- 利用選考は、保護者によって該当する区分が異なるときは低いほうの区分により行います。
- 「居宅外就労」、「居宅内就労」は、保護者の就労状況を聞き取りした上で判断します。
- 65歳未満の祖父母が同居または同一小学校区内に居住している場合は自宅保育が可能と判断します。当該祖父母が就労、体調不良等により保育ができない場合は、その事を証明する書類(就労証明書、診断書等)の提出が必要です。
- 広域利用(大津市居住者以外の管内保育施設利用)については、市内居住者の選考後、希望保育施設の定員に余裕のある場合のみ利用可能とします。(ただし、大津市内居住者で既に市内の保育施設へ入所している児童が年度途中に市外転出のため広域利用に変更となる場合は除きます。)
- 上記基準にて優先順位が決定し難い場合は世帯の状況等を総合的に判断し、優先順位を決定します。
- 高い区分(保育要件が高い)であっても、申込状況や施設の状況により、希望された保育施設を利用できないことがあります。
- 市内保育施設の保育士の配置状況に鑑み、当分の間、父母のいずれかが保育士資格を有し、かつ市内保育施設で就労する場合(育児休業から復帰する場合を含む)は、最優先で保育施設の利用の可否を審査します。
- 区分変更項目「ひとり親世帯等」には社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含みます。